

新たな寄港地観光ツアーの造成及び鹿児島発着クルーズ造成支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、クルーズ船寄港による経済効果の波及・拡大を図るため、新たな寄港地観光ツアーの造成及び鹿児島発着クルーズ造成支援補助金交付要領（以下「実施要領」という。）に基づき事業を行う補助事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、国内に所在する者であって、別表の区分1の補助金は旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定による登録を受けた事業者又は旅行業法第23条の規定による登録を受けた事業者（以下、「旅行会社」という）、別表の区分2の補助金はクルーズ船の運航会社、クルーズ船（船の一部客室を含む）をチャーターする旅行会社のいずれかとする。ただし、共同催行の場合は主たる一者とする。

2 前項の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付対象者から除外するものとする。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者の団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (5) 県税を滞納しているとき。

(補助金額算定方法等)

第3条 補助金の交付の対象経費（以下「補助対象経費」という。）及び交付額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 規則第3条の補助金等交付申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 規則第3条の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 収支予算書（別記第3号様式）又はこれに代わる書類で知事が認める書類
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 補助金等交付申請書の提出期限は知事が別に定める日とし、その提出部数は1部とする。

(決定の通知)

第5条 規則第6条の規定による補助金の交付の決定の通知は、補助金交付決定通知書（別記第4号様式）により行うものとする。

(補助事業の内容等の変更)

第6条 規則第7条第1項の補助事業の内容等の変更事由は、次に定めるとおりとする。

- (1) 補助事業計画の内容変更（ただし、軽微なものを除く。）
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止するとき
- 2 規則第7条第1項の補助金等変更申請書は別記第5号様式によるものとし、同項の規定により当該申請書に添付すべき書類は次のとおりとする。
 - (1) 事業変更計画書（別記第2号様式）
 - (2) 変更収支予算書（別記第3号様式）又はこれに代わる書類で知事が認める書類
 - (3) その他知事が必要と認める書類
- 3 前項の変更申請書の提出期限は、変更の理由が生じた日から10日以内とする。
- 4 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、変更承認のみを行う場合は変更承認通知書（別記第6号様式）により、変更承認に併せて変更交付決定を行う場合は変更交付決定通知書（別記第7号様式）により行うものとする。

（申請の取下げ）

第7条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日までとする。

（状況報告）

第8条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助事業の遂行状況について、報告を求めることができる。

（実績報告）

- 第9条 規則第13条の補助事業等実績報告書は、別記第8号様式によるものとする。
- 2 規則第13条の規定により補助事業等実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。
 - (1) 事業実績書（別記第2号様式）
 - (2) 収支精算書（別記第3号様式）又はこれに代わる書類で知事が認める書類
 - (3) 証拠帳票類の写し
 - (4) 次年度以降のツアー造成に向けた地元DMO等との打ち合わせ概要資料
 - (5) その他知事が必要と認める書類
 - 3 第1項の補助事業等実績報告書の提出期限は、補助事業が完了した日から30日以内又は別表区分1の補助金は当該年度の2月末日、別表区分2の補助金は当該年度の3月末日のいずれか早い日とし、その提出部数は1部とする。

（補助金の額の確定）

第10条 規則第14条の規定による補助金等の額の確定の通知は、補助金交付確定通知書（別記第9号様式）により行うものとする。

（補助金の交付）

第11条 規則第16条第1項の補助金等交付請求書は別記第10号様式のとおりとし、知事が必要と認める書類を添付するものとする。また、支払いについては国内銀行に円建てで行うものとする。

（補助事業の経理等）

- 第12条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、補助金等に係る支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出に係る証拠書類を、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（補助事業の交付決定の取り消し）

第13条 知事は、対象事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 法令又はこの要綱に基づく知事の指示及び条件に違反したとき。

(2) 提出書類等に虚偽その他不正の行為があったとき。

(3) 第2条の補助金交付対象者に該当しないことが明らかになったとき。

2 知事は、前項の規定により交付決定の取り消しを行ったときは、補助金交付決定等取消通知書（別記第11号様式）により対象事業者に速やかに通知するものとする。

（補助金の返還）

第14条 知事は、前条の規定により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金の交付を行っているときは、補助金を返還させることができる。

2 知事は前項の規定に基づき補助金を返還させるときは、次に掲げる事項を対象事業者に通知する。

(1) 返還すべき補助金の額

(2) 加算金及び延滞金に関する事項

(3) 返還期限

（雑則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第2条、第3条及び第9条関係）

区 分	補助対象経費	交付額
1 新たな寄港地観光ツアーの造成（地域の観光資源を活かした有料の観光メニューを取り入れた、水上交通又は新幹線を活用したツアー催行費用）	①+② 又は ①+③ ※次年度以降のツアー催行に向けて、実績報告までに地元DMO等との打ち合わせを行うこと ※催行人数が5人以上のツアーであること	①+② 又は ①+③
	① ②③を除くツアー催行費 ② 水上交通（船舶）活用経費 鹿児島湾奥又は大隅（桜島を除く）方面への船舶活用 ③ 新幹線乗車往復経費（鹿児島中央発着） A 鹿児島中央～出水駅 B 鹿児島中央～川内駅	① 200 千円（定額） ② 上限 200 千円 水上交通活用経費の 1 / 2 ③ A 上限 100 千円 B 上限 50 千円 新幹線活用経費の 1 / 2
2 鹿児島発着クルーズ造成支援	鹿児島県内の港を出発・到着港とする、鹿児島発着クルーズ商品の広告宣伝費用の2分の1 ※鹿児島発又は着のみの商品も対象とするが、交付額は発着の2分の1	発 着：上限 500 千円 発のみ：上限 250 千円 着のみ：上限 250 千円

※区分1の補助金については事業年度の2月末日までに、区分2の補助金については事業年度の3月末日までに補助対象事業を終え、当該事業に係る経費の支払いを完了すること。